

豊田市合併処理浄化槽設置整備事業における
補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、当該補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、合併処理浄化槽設置整備事業に係る工事請負契約を締結した者（以下「請負者」という。）が補助事業者の委任を受け当該補助金を受領する（以下「代理受領」という。）手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、要綱において使用する用語の例による。

(届出)

第3条 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の受領において、代理受領を利用しようとする補助事業者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書提出前に代理受領届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(届出確認の通知)

第4条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(計画変更等)

第5条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後において、代理受領の計画を変更（中止しようとする場合を含む。）する場合は、代理受領届出変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が要綱第9条の規定により補助事業を中止した場合は、前項の規定による届出を提出したものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認のうえ代理受領届出変更確認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の代理受領)

第6条 第4条又は第5条第3項の規定による通知を受けた補助事業者は、要綱第12条第1項による補助金額の確定に係る通知を受けた後、交付請求時に、代理受領に係る委任状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、代理受領の計画を中止しようとする場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、補助事業者の受任者たる請負者へ補助金を交付するものとする。

3 請負者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、合併処理浄化槽設置整備事業の経費として補助事業者へ請求する額から控除するものとする。

(利用の取消し)

第7条 市長は、補助事業者又は請負者が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

- (1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 代理受領届出確認通知書又は代理受領届出変更確認通知書を補助事業者が受領したことを確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他の不正行為が判明した場合
- (4) 法令又はこの要領に違反した場合
- (5) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(書類の保管)

第8条 代理受領を利用した補助事業者及び請負者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては同日後も、なお効力を有する。